

2025年6月12日

各 位

東京都千代田区神田小川町3-26-8-2F

株式会社WACUL

代表取締役社長 大淵 亮平

株式等売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社TBSホールディングス（以下「TBSホールディングス」といいます。）から、2025年6月12日付で、会社法第179条の3第1項の規定に基づき、当社の株主（TBSホールディングスを除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をTBSホールディングスに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、当社の発行する本新株予約権（注）に係る新株予約権者の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権の全部（以下「本売渡新株予約権」といいます。）をTBSホールディングスに売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といいます。）と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）する旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本株式等売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

（注）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。以下同じです。

- ①2019年10月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権
（行使期間は2019年12月1日から2029年11月30日まで）
- ②2022年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権
（行使期間は2024年4月29日から2032年4月28日まで）
- ③2023年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権
（行使期間は2025年6月24日から2033年6月23日まで）
- ④2023年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権

(行使期間は 2025 年 6 月 1 日から 2030 年 5 月 31 日まで)

⑤2024 年 6 月 27 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 9 回新株予約権
(行使期間は 2026 年 6 月 28 日から 2034 年 6 月 27 日まで)

記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：株式会社 TBS ホールディングス

住所：東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）

TBS ホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、当該本売渡株主が所有する本売渡株式 1 株につき 502 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 本新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号イ）

該当事項はありません。

(2) 本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して、本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号ロ及びハ）

TBS ホールディングスは、本売渡新株予約権者に対して、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡新株予約権 1 個につき 1 円の金銭を割当交付します。

5. 特別支配株主が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2025 年 7 月 4 日

6. その他の本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載若しくは記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は各本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。

但し、当該方法により交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（但し、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について TBS ホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払いを行うものとします。なお、かかる支払いに関する当社又は TBS ホールディングスから本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する通知は、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載若しくは記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は各本売渡株主若しくは本売渡新株予約権者が当社に通知した場所に宛ててすれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に到達したものとします。

以上